

事務事業調整報告書

協議項目	1 2 条例、規則等の取扱い					総務部会	
協議細目	条例、規則等の取扱い						
1. 課題、問題点等							
<p>新設合併の場合、合併関係町は、消滅するため、各町の条例・規則等は失効する。また、合併と同時に消滅することとなる一部事務組合の条例、規則等も失効します。</p> <p>このため、新町において必要な条例・規則等は、原則として、新町において新たに制定し施行する必要があります。</p>							
2. 現行例規の状況等							
	区分	浜坂町	温泉町	美西衛生施設 一部事務組合	計	合併後 (見込み)	備考
	条例	174	146	32	352	229	
	規則	148	135	29	312	210	
	訓令	61	51	15	127	92	
	告示	91	113	2	206	161	
	その他	53	65	4	122	13	
	計	527	510	82	1,119	705	
3. 事務事業現況調査比較表							
項目	浜坂町			温泉町			
作成	<p>1. 条例、規則等の作成 原稿（議案・条例・規則・要綱・要領等）の作成 担当課（関係課協議含む。）において内容審議・作成 担当課長の決裁を受け、人事行政係に提出する。</p>			<p>1. 条例、規則等の作成 原稿（議案・条例・規則・要綱・要領等）の作成 担当課（関係課協議含む。）において内容審議・作成 担当課長の決裁を受け、総務課庶務係に回付する。</p>			
審査	<p>2. 条例、規則等の審査 提出を受けたものについて企画総務課担当者が内容再チェックを行う。 法制審査会において審査する。（助役（委員長）企画総務課長（副委員長）、収入役、議会事務局長、企画総務課副課長、財政管財係長、人事行政係長） 修正が必要なものについては、企画総務で修正を行う。 修正等完了後のものを、法制審査委員及び町長まで決裁を受ける。 決裁終了後の書類及びデータ 人事行政係で議案等として印刷製本を行い議員等に配付する。 その他急を要する事項は法制審査委員へ持ち回り決済を受ける。</p>			<p>2. 条例、規則等の審査 回付を受けたものについて総務課担当者が内容再チェックを行う。 新規条例制定、改正が多数の場合については、行政組織の特例に関する規程で設置の「法制班」で審査を行なう。 審査後修正が必要なものについては、担当課に返送し修正を行う。 修正等完了後のものを庶務係長の合議を受け、総務課長、助役、町長まで決裁を受ける。 決裁終了後の書類及びデータ を総務課庶務係に提出する。 総務課庶務係で議案等として印刷製本を行い議員等に配付する。</p>			
廃止	<p>3. 条例、規則等の廃止 1. 作成及び2. 審査と同じ行程で行う。  企画総務課人事行政係でのチェック体制（兼務職員1名）</p>			<p>3. 条例、規則等の廃止 1. 作成及び2. 審査と同じ行程で行う。  総務課庶務係でのチェック体制（兼務職員2名） 法制班の人数（助役及び職員5名） 他機関のものも、審査においては、総務課庶務係に回付される。</p>			

参考資料1

1. 制定施行の区分

施行区分		概要	制定方法等
即時施行 (合併当日から法的効力が必要)	専決	現行条例又はこれに付随する規則、訓令、告示等で合併日当日から新町において施行する必要がある例規	条例は、新町の町長職務執行者(地方自治法施行令第1条の2)の専決処分(地方自治法第179条第1項)により、即時制定し施行する。 規則等は、制定権者(新町の職務執行者)の職権(地方自治法第15条第1項)により制定し施行する。  専決処分条例は、初回議会で報告し、承認を求める(同条第3項)
		行政委員会の規則等で合併日当日から新町において施行する必要がある例規	合併の当日に行政委員会の会議を開催して制定する。
	暫定	新町において、条例・規則等が制定施行されるまでの間、旧町で施行されていた条例・規則を引き続き施行することができる。(地方自治法施行令第3条)	合併の当日、当該暫定施行例規を告示する。  調整が完了すれば新例規として制定するか、又は廃止する手続きを行う。
逐次(漸次)制定 (合併当日からは法的効力が必要ない)		議案提出権が町にない条例、制定権のない規則(委員会規則等)  新町発足当初には必要ないが逐次制定するもの等	行政委員会の規則及び規程など 議会議員提出に係る条例、規則  必置機関以外の付属機関や審議会、慣行など新町長の政策判断によるもの
廃止(失効) (合併前日に法的効力を失う)		新町に継続させる必要がない例規	合併の日の前日をもって旧町の例規はすべて失効するため、特に廃止の措置を必要としない。

2. 条例、規則等の取扱いに関する法令

【地方自治法】(抜粋)

第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を召集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

【地方自治法施行令】(抜粋)

第1条の2 普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者又は長であった者(地方自治法第152条又は第252条の17の8第1項の規定によりその職務を代理し若しくは行う者又はこれらの者であった者を含む。)のうちからその協議により定めた者が、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行う。

第3条 普通地方公共団体の設置があった場合においては、第1条の2の規定により当該普通地方公共団体の長の職務を行う者は、必要な事項につき条例又は規則が制定施行されるまでの間、従来その地域に施行された条例又は規則を当該普通地方公共団体の条例又は規則として当該地域に引き続き施行することができる。